

(令和7年度) [地 方 職 員 共 済 組 合 組 合 員 掛 金 率 ・ 事 業 主 負 担 金 率 ・ 追 加 費 用 率] 一 覧 表

短期組合員を除く組合員

一般組合員

R7.4.1 現在						令和07年04月01日～令和08年03月31日(単位:千分率)															
区 分	組 合 員 掛 金 率					事 業 主 負 担 金 率								事 業 主 負 担 金 率							
種 類	標準報酬月額・標準期末手当等					標準報酬月額・標準期末手当等								4月1日標準報酬月額		共済負担金 (追加費用を含む)					
	短期経理		長 期 経 理		共済掛金	短期経理		保健経理	長 期 経 理				共済負担金	(4) 追加費用 (年1回(9月)納付する)							
	短期分	(保健経理) 福祉事業	(5) 介護分	厚生年金保険 経理		退職等 年金経理	合計	短期分	(1) 公的負担金 (育児・ 介護手当金)	(5) 介護分	福祉 事業	厚生年金保険 経理		(2) 公的負担金 (基礎年金拠 出金)	退職等 年金経理	(3) 経過の 長期経理	合計	厚生年金 保険経理	経過の 長期経理	合計	
	一般組合員	49.36 47.98 + 1.38					8.09	91.50	7.50	156.450	48.89 47.98 + 0.91			8.09	1.38	91.50	41.5	7.5	0.0939	198.9539	12.3
知 事 組 合 員																					
特 別 職 組 合 員																					
船 員 一 般 組 合 員	47.80 46.42 + 1.38					8.09	91.50	7.50	154.890	50.45 49.54 + 0.91		8.09	1.38	91.50	41.5	7.5	0.0939	200.5139	12.3	0.8	213.6139
職員団体 専従	49.36 47.98 + 1.38					8.09	91.50	7.50	156.450	47.98 + 0.91 (組合)(県)		8.09 (組合)(県)	1.38 (組合)(県)	91.50 (組合)(県)	41.5 (県)	7.5 (組合)	- (組合)	156.4500 (組合) 42.4100 (県)	12.3 (県)	0.8 (県)	55.5100 (県)
共済組合 職員										47.98 (共済)		8.09 (共済)	1.38 (共済)	91.50 (共済)	- (共済)	7.5 (共済)	0.0939 (共済)	156.5439 (共済)	12.3 (共済)	0.8 (共済)	169.6439 (共済)
派遣職員										47.98 + 0.91 (派遣)(県)		8.09 (派遣)(県)	1.38 (派遣)(県)	91.50 (派遣)(県)	41.5 (県)	7.5 (派遣)	0.0939 (派遣)	156.5439 (派遣) 42.4100 (県)	12.3 (県)	0.8 (県)	55.5100 (県)
継続長期 組合員 (退職派遣職員)	-					-	91.50	7.50	99.000	-		-	-	91.50	41.5	7.5	0.0939	99.0939 41.5000	12.3	0.8	54.6000
産前産後休業 者及び育児休 業者	(6)掛金免除 申出によりすべての掛金を免除 (任意継続を除く)					0.91 (公的負担)		-	-	-	41.5 (公的負担)	-	0.0939	42.5039	12.3	0.8	55.6039				

1 公的負担金等

短期負担金には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分 (1) 0.91 / 1000 を含む。

長期負担金の厚生年金保険には、基礎年金拠出金に係る公的負担分 (2) 41.5 / 1000 を含む。

長期負担金の経過の長期経理とは、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に係る事業主負担分のこと。 (3) 0.0939 / 1000

2 追加費用率 (4) (厚生年金保険給付分)

12.3 / 1000

(経過の長期給付分)

0.8 / 1000

【算定方法】 4月1日時点の組合員の標準報酬月額×12月×追加費用率
(70歳以上の組合員、産前産後休業・育児休業により保険料(掛金・負担金)の全額が免除されている組合員の標準報酬月額も含むこと)

- 3 年齢による徴収の有無
- ・介護: 40歳以上65歳未満の者のみ徴収 (5)
介護掛金・負担金は40歳の誕生月(1日生まれの場合は前月)から65歳の誕生月の前月(1日生まれの場合は前々月)まで該当。
 - ・厚年: 70歳未満の者のみ徴収 (70歳以上の組合員は厚生年金の被保険者資格を喪失するため、厚生年金保険料及び基礎年金公的負担は徴収しない)

- 4 掛金免除 (6)
- ・産前産後休業者及び育児休業者の掛金免除は、それぞれの休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。
(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

5 事務費負担金(1人年額) 7.702 円 (業務経理)

6 特定健康診査等負担金(1人年額) 227 円 (保健経理)

- 7 組合役職員・派遣職員・職員団体専従職員に係るその他の負担金(産前産後休業・育児休業による掛金免除期間中は免除)
- 子ども・子育て拠出金率 (旧 児童手当拠出金率) 3.6 / 1000 (対標準報酬月額・対標準期末手当等)
 - ・子ども・子育て拠出金: 70歳未満の者のみ徴収(70歳以上の組合員は納付不要)

8 【掛金(保険料)と負担金算定方法】

例月給料

標準報酬月額 × 保険料(掛金)率 = 保険料(掛金)額 (円位未満端数切り捨て)

期末手当等

標準期末手当等額 × 保険料(掛金)率 = 保険料(掛金)額 (円位未満端数切り捨て)

標準期末手当等額は期末手当等支給額の千円未満を切り捨てた額

期末手当等が支給されない場合、保険料(掛金)は徴収されない

厚生年金保険給付に係る保険料の算定方法

- ア. 給与支給機関において納付すべき保険料額を算出 …… 標準報酬月額総額 × 保険料率 (端数切捨て)
- イ. 組合員の保険料を算出する …… 標準報酬月額 × 保険料率 ÷ 2 (個人ごとに端数切捨て)
- ウ. 地方公共団体等の負担金を算出する …… ア. 給与支給機関における保険料 - イ. 組合員の保険料の合計額

9 掛金の基礎となる標準報酬月額・標準期末手当等の最高限度額及び最低限度額

	標準報酬月額			標準期末手当等		
	短期経理	長期経理(厚年)	長期経理(退職等)	短期経理	長期経理(厚年、退職等)	
最高限度額	1,390,000 円	650,000 円	650,000 円	年度累計額	月単位	
最低限度額	58,000 円	88,000 円	88,000 円	573万円	150万円	

- 10 任意継続掛金平均標準報酬月額 380.000 円 任意継続組合員については標準報酬月額のみ適用となる
- 任意継続組合員掛金率 95.96 / 1000
- 任意継続組合員掛金率(介護) 16.18 / 1000

〔令和7年度〕〔地方職員共済組合 組合員掛金率・事業主負担金率〕一覧表

R7.4.1 現在 令和07年04月01日～令和08年03月31日(単位:千分率)

区 分	組 合 員 掛 金 率					事 業 主 負 担 金 率										
種 類	標準報酬月額 ・ 標準期末手当等					標準報酬月額 ・ 標準期末手当等										
	短期経理			長期経理		共済掛金	短期経理		保健経理	長期経理				共済負担金		
	短期分	(保健経理) 福祉事業	(5) 介護分	厚生年金保険	退職等年金		合計	短期分		(1) 育休・介護 公的負担	(5) 介護分	福祉事業	厚生年金保険		(2) 基礎年金 公的負担	退職等年金
短期組合員 特 別 職	49.36 47.98 + 1.38		8.09			57.450	48.89 47.98 + 0.91		8.09	1.38					58.3600	
船員短期組合員	47.80 46.42 + 1.38		8.09			55.890	50.45 49.54 + 0.91		8.09	1.38					59.9200	
職員団体専従	49.36 47.98 + 1.38		8.09			57.450	47.98 + 0.91 (組合) (県)		8.09 (組合)	1.38 (組合)					57.4500 (組合) 0.910 (県)	
共済組合職員							47.98 (共済)		8.09 (共済)	1.38 (共済)			- (共済)			57.4500 (共済)
派遣職員							47.98 + 0.91 (派遣) (県)		8.09 (派遣)	1.38 (派遣)					57.4500 (派遣) 0.910 (県)	
産前産後休業者及び育児休業者	掛 金 免 除						0.910 (県 公的負担)		-	-			-		0.910 (県 公的負担)	

短期組合員

事 業 主 負 担 金 率		
4月1日標準報酬月額	共済負担金 (追加費用を含む)	
(4) 追加費用 (年1回(9月)納付する)		
厚生年金 保険経理	経過 的長期経理	合計
(組合)	(組合)	(組合)
(県)	(県)	(県)
(共済)	(共済)	(共済)
(派遣)	(派遣)	(派遣)
(県)	(県)	(県)

1 公的負担金

短期負担金には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分(1) 0.91 / 1000 を含む。

――長期負担金の厚生年金保険には、基礎年金拠出金に係る公的負担分――(2)―― 41.5 / 1000 を含む。

――長期負担金の経過 的長期経理とは、公務等による障害共済年金及び遺族共済年金に係る負担分のこと。――(3) 0.0939 / 1000

2 追加費用率―― (厚生年金保険) 12.3 / 1000

(経過 的長期) 0.8 / 1000

3 注意事項

掛金・負担金額は、掛金の基礎となる標準報酬月額に上記率を掛ける。(円未満端数切り捨て)

また、標準期末手当等の額(千円未満切り捨て)に上記率を掛ける。(円未満端数切り捨て)

育児休業者の掛金免除は、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。

(年齢による徴収の有無)

・介護: 40歳以上65歳未満の者のみ徴収(5)

介護掛金・負担金は40歳の誕生日(1日生まれの場合は前月)から65歳の誕生日の前月(1日生まれの場合は前々月)まで該当。

~~・厚生: 70歳未満の者のみ徴収~~

4 事務費負担金(1人年額)

7,702 円

 (業務)

5 特定健康診査等負担金(1人年額)

227 円

 (保健)

6 派遣職員、職員団体専従職員に係るその他の負担金
子ども・子育て拠出金率 (旧 児童手当拠出金率)

3.6 / 1000

7 掛金の基礎となる標準報酬月額・標準期末手当等の最高限度額及び最低限度額

	標準報酬月額		標準期末手当等	
	短期	長期	短期	長期
最高限度額	1,390,000 円	650000円	年度累計額 573万円	月単位 45.0万円
最低限度額	58,000 円	(厚生年金保険) 88000 円 (経過的長期) (退職等年金) 88000 円		

8 任意継続掛金平均標準報酬月額

380,000 円

任意継続組合員掛金率

95.96 / 1000

任意継続組合員掛金率(介護)

16.18 / 1000